

大村市木材利用促進基本方針

平成25年 3月29日策定

令和 4年12月26日一部改正

第1 趣旨

この基本方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項に基づき、市が整備する公共建築物における木材利用の目標、市内の建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、建築物における木材の利用の促進に関する取組、建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関し必要な事項を定めるものである。

第2 建築物等における木材の利用の促進の意義と効果

森林は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能の発揮を通じて、市民の生活において重要な役割を担っており、森林の適正な整備及び保全を図ることにより、これら森林の有する機能を持続的に発揮させていくことが極めて重要である。

木材の需要を拡大することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や農山村をはじめとする地域経済の活性化に資するものである。

また、木材利用を促進することにより、森林における伐採後の造林という循環が安定的かつ持続的に行われることにより、森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化が十分に図られ、脱炭素社会の実現に資するものである。

第3 市が整備する公共建築物における木材利用の目標

1 木造化

市は、整備する公共建築物について、建築基準法等関連法令の制約を受ける場合を除き原則として木造化を図る。木造化に当たっては、可能な限り県産木材を使用するように努める。

2 内外装の木質化

市は、内外装の木質化を図ることが適切と判断される部分については木質化を行う。木質化に当たっては、可能な限り県産木材を使用するように努める。

3 その他の木材利用

市は、整備する全ての公共建築物において木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を促進するほか、公共土木工事における木材を原材料として使用した資材の利用促進、ボイラー等の設置における木質バイオマスを燃料とするものの導入に努める。

第4 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木材の利用を促進すべき建築物

法に基づき木材の利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第2項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には以下のような建築物が含まれる。

(1) 市が整備する公共の用又は公用に供する建築物

これらの建築物には、広く市民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（保育所等）、

病院・診療所、運動施設（体育館、プール等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、市営住宅等の建築物のほか、市の事務・事業の用に供される庁舎等が含まれる。

(2) 市以外の者が整備する (1) に準ずる建築物

これらの建築物には、市以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く市民に利用され、市民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館、プール等）、社会教育施設、公共交通機関の旅客施設等が含まれる。

2 木材の利用促進のための施策の具体的方向性

建築物における木材の利用の促進に当たっては、建築材料としての木材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用も併せてその推進を図る。

建築物の構造は、市内事業者で設計施工が対応可能な在来工法に加え、強度・耐火性に優れた木材の製造技術及び製造コスト低減の技術革新が進んでいることから、このような新たな工法についても木造化の検討を行い、内外装の木質化も併せて検討する。

また、建築物において使用される机、椅子、遊具、書棚等の家具や小物類についても木製品の導入を検討する。

木質バイオマスを燃料とするボイラー等の導入については、建築物の適切な維持管理を考慮し導入を検討する。

第5 建築物における木材の利用の促進に関する必要な取組

1 建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

建築物を整備する者は、部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等の設計上の工夫により維持管理コストの低減を図ることを含め、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず維持管理や解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分検討するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断した上で木材の利用に努めるものとする。

2 市の関係部署の役割

関係部署は所管する公共建築物において、木材の積極的な利用に努め、その所管する事業について、補助事業等を含め木材の利用に努めるものとする。

3 市民への意識醸成のための普及啓発の取組

建築物における木材の利用を広く、効果的に促進するためには、市民に対しての普及啓発が不可欠であることから、市は県・民間の事業者等と連携し、建築物等における木材の利用の促進の意義及び利用事例等について普及啓発に努めるものとする。

第6 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

公共建築物等における木材の利用の促進を図るためには、乾燥や強度といった性能が明確な木材及び合法性等が証明された木材が低コストで円滑に供給される必要がある。

このため、市は林業従事者（素材生産者）、木材製造業者、建築物における木材の利用の促進に取り組む設計者等と可能な範囲で情報提供を行い、建築主となる事業者等のニーズを把握し、設計提案と品質の確かな木材の安定供給に努めるものとする。

附 則

この基本方針は平成 25 年 3 月 29 日から施行する。

この基本方針は令和 4 年 12 月 26 日から施行する。